

大阪市児童虐待防止体制強化会議開催要綱

(開催)

第1条 全国において、幼い児童が命を落とす重篤な虐待事件が後を絶たない状況となっており、本市においても、児童が虐待によって命を落とす事件が発生している。今後、二度と悲惨な虐待事件が発生することのないよう、本市の関係機関が一体となって児童虐待防止体制の強化に取り組むため、大阪市児童虐待防止体制強化会議（以下「会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 会議は委員長、副委員長、委員で組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども青少年局が所管する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(協議事項)

第3条 会議の協議事項は、大阪市における児童虐待の予防、早期発見、早期対応等の児童虐待防止に向けた取組に関する事項とする。

(会議)

第4条 会議は、委員長が随時招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(部会)

第5条 会議の目的を達成するため、次に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を協議する。

- (1) 相談支援強化部会 こども相談センター及び区役所（区保健福祉センター）の体制強化、組織としての対応力の強化策等に関する事項
- (2) 支援体制強化部会 児童や保護者等への支援策の拡充、関係機関間の連携強化等に関する事項

- 2 部会には部会委員を置く。部会委員は委員長が指名する者で組織する。

- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、こども青少年局子育て支援部長の職にある者をもって充てる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者に部会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議および部会の事務局はこども青少年局に置く。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成30年7月26日から施行する。

(別表)

委員長	市長
副委員長	副市長（こども青少年局事務所管）
委員（大阪市以外）	NPO法人児童虐待防止協会理事長 津崎 哲郎 関西大学人間健康学部教授 山縣 文治 大阪府警察本部を代表する者 一般社団法人大阪府医師会を代表する者 大阪弁護士会を代表する者 大阪市民生委員児童委員協議会を代表する者
委員（大阪市）	此花区長 旭区長 政策企画室長 市民局長 福祉局長 健康局長 こども青少年局長 消防局長 教育長 こども青少年局子育て支援部長 こども青少年局こども相談センター所長